[事案 2021-269] 新契約無効請求

・令和4年9月16日 裁定終了

<事案の概要>

募集人が被保険者と無面談であったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年9月に代理店を通じて契約した養老保険(被保険者は未成年である子)について、 以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人は被保険者と面談していない。面談していれば、被保険者は正しく既往症を告知していたため、契約は成立しなかった。
- (2) 募集人が自宅訪問したとする日は、自分は職場、被保険者は学校に行き、自宅は不在であった。夕方に、自分一人で代理店を訪問し、記入済みの告知書を募集人に渡した。
- (3) 苦情申出中にもかかわらず、失効返戻金が口座に振り込まれた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人宅にて、申立人親子と面談し、申込手続を行った。告知書は、被保険者が募集人の面前で記入している。
- (2) 苦情申出前の令和2年6月に、本契約は保険料不払により失効している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が被保険者と面談していないこと等を理由とした契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。